

令和6年4月1日から

木造住宅の 耐震診断・改修の補助制度を拡充します！

耐震改修にかかる補助率・補助額を拡充し、
さらに伝統的構法による住宅への耐震診断・改修も補助対象に！

今までの耐震診断・改修への補助メニュー

事業名	補助条件および補助限度額
木造住宅耐震診断等促進事業	昭和56年6月より前に着工された在来軸組構法または枠組壁工法による一戸建て住宅の一般耐震診断および補強プラン作成に要する費用の一部を補助します。 自己負担額 1万円
木造住宅耐震改修促進事業	耐震診断事業の結果、診断評点が1.0未満と判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。 【全体改修】補助限度額 120万円（工事費の8/10以内） 【部分改修】補助限度額 30万円（工事費の8/10以内）

令和6年4月1日以降の耐震診断・改修への補助メニュー

事業名	補助条件および補助限度額
木造住宅耐震診断等促進事業	【一般診断法】 昭和56年6月より前に着工された在来軸組構法または枠組壁工法による一戸建て住宅の一般耐震診断および補強プラン作成に要する費用の一部を補助します。 自己負担額 1万円
	【伝統耐震診断法】 伝統的構法により建てられた一戸建て住宅の古民家鑑定、床下インスペクション、伝統耐震診断、補強プラン作成に要する費用の一部を補助します。 自己負担額 61,600円 新設
木造住宅耐震改修促進事業	耐震診断事業の結果、診断評点が1.0未満と判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用を補助します。 【全体改修】補助限度額 150万円（工事費の10/10以内） 【部分改修】補助限度額 150万円（工事費の10/10以内） 拡充*
伝統的な古民家耐震改修促進事業	耐震診断事業の結果、診断評点が1.0未満と判定された伝統的な古民家の耐震改修に要する費用を補助します。 補助限度額 237万5千円（工事費の10/10以内） 新設 拡充*

※補助率・補助限度額の拡充は2年間に限ります。

ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。

■申請・問合せ 建設整備課 ☎0778-47-8003